

3 岡山大学学位規則(抜粋)

平成16年4月1日
岡大規則第1号

改正 平成17年2月24日規則第2号
平成17年12月1日規則第9号
平成18年1月26日規則第2号
平成19年2月 1日規則第5号
平成20年2月21日規則第7号
平成21年2月25日規則第4号
平成22年2月25日規則第3号
平成24年3月22日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定に基づき、岡山大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位のうちの法務博士(専門職)とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与するものとする。

(専攻分野の付記等)

第17条 前条第1項の規定により授与する学位には、次項に定めるものを除き、別表第1に定めるところにより専攻分野の名称を付記するものとする。

2 専門職学位課程を修了した者に対し授与する学位は、別表第2に定めるところによる。

(学位の名称)

第18条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「岡山大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第22条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教授会が前項の規定による議決を行う場合には、第14条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第23条 学位記の様式は、別紙様式第1から別紙様式第6までのとおりとする。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は、各学部及び各研究科において定める。

(学位記の様式)

第23条 学位記の様式は、別紙様式第1から別紙様式第5のとおりとする。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は、各学部及び各研究科において定める。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2～8 省 略

別紙様式第1

学士の学位記（マッチングプログラムコースの課程を修めて本学を卒業した者を除く者に授与する様式）

学部印	第 号 学 位 記 本籍（都道府県名） 氏 名 年 月 日生 本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める 年 月 日 岡山大学〇〇学部長 ㊟ 本学の卒業を認め、学士（〇〇）の学位を授与する 大学印 岡山大学長 ㊟
---	---

別紙様式1－2～6 省 略

別表第1（第17条第1項関係）

学位に付記する専攻分野の名称

学 位	学部，研究科	専攻分野の名称
学 士	文 学 部	文 学 又 は 学 術
	教 育 学 部	教 育 学
	法 学 部	法 学 又 は 学 術
	経 済 学 部	経 済 学 又 は 学 術
	理 学 部	理 学 又 は 学 術
	医 学 部	医学，看護学，保健学又は学術
	歯 学 部	歯 学
	薬 学 部	薬 学 ， 創 薬 科 学 又 は 学 術
	工 学 部	工 学 又 は 学 術
	環境理工学部	環 境 理 工 学 又 は 学 術
	農 学 部	農 学 又 は 学 術
修 士	省 略	
博 士	省 略	

備考 学士の学位の専攻分野の名称中「学術」については、マッチングプログラムコースの課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。

別表第2（第17条第2項関係） 省 略

6 岡山大学薬学部転学科に関する申し合わせ

制定 平成24年7月18日

1 趣 旨

この申し合わせは、岡山大学薬学部規程に基づき、岡山大学薬学部(以下「本学部という。')における転学科の取り扱いについて定めるものとする。

2 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 出願時において、2年次に在学する者(以下、一号在学者とする)。
- 二 出願時において薬学科4年次以降の学年次に在学する者(以下、二号在学者とする)。

3 時 期

一号在学者の転学科の時期は学年の始めとする。受け入れ年次は3年次とする。

二号在学者の転学科の時期は学年の始めとする。受け入れ学科および年次は、創薬科学科の4年次とする。

4 出願手続

(1) 転学科を志願する者は、指定する日までに、次の書類を学部長に提出するものとする。

- ① 転学科願(本学部所定用紙)
- ② 志望理由書(指導教員の承認欄(押印)を含む。)(本学部所定用紙)

(2) (1)の書類の提出期限は3月1日とする。3月1日が休日祝祭日の場合は、翌事務手続き取扱日とする。

5 実施組織等

転学科の選考は、薬学部転学科選考検討会(以下「選考検討会」という。')において選考資料に基づいて行うものとする。

- (1) 選考検討会は創薬科学科長、薬学科長および教務委員長で構成し、座長は教務委員長をもって充てる。
- (2) 選考検討会は、下記7による選考を行うが、小論文にかかる審査を行う者については、座長が教務委員会委員から指名することができる。

6 選 考

一号在学者の選考は次の方法により行う。

(1) 現員数調査

薬学科および創薬科学科の2年次成績確定時における現員数を調査する。

(2) 書類審査

出願書類及び現に在学している学科への入学試験成績及び2年次末までの成績により行う。3月上旬を

目処に可否を決定する。

(3) 学力検査等

書類審査が可と認められた者について、小論文及び面接(口述試験を含む。)を課す。3月中旬を目処に実施する。

二号在学者選考は次の方法により行う。

(1) 書類審査

現に在学している学科での学年末までの成績により行う。3月上旬を目処に実施する。

(2) 学力検査等

書類審査が可と認められた者について、小論文及び面接(口述試験を含む。)を課す。3月中旬を目処に実施する。

7 選考基準

一号在学者の選考は次の基準により行う。

(1) 現員数審査(第1次審査)

転学科先の学科が現員増によって、教育に支障がでないこと。

(2) 書類審査(第2次審査)

① 現に在学している学科での2年次末までの単位修得状況が良好であると認められること。

② 現に在学している学科への入学試験成績が、転学科先の入学者(志願者と同じ入学年度)の入学試験成績と同等以上であると認められること。

(3) 学力検査(第3次審査)

① 現に在学している学科での2年次末までの単位修得状況

② 小論文試験

③ 面接試験

二号在学者の選考は次の基準により行う。

(1) 書類審査(第1次審査)

現に在学している学科での学年末までの単位修得状況が良好であると認められること。

(2) 学力検査(第2次審査)

面接試験

8 合格者の判定

(1) 現員数調査に基づく転学科選考実施の有無及び書類審査の可否は、選考検討会が選考を行い、学部長の決裁を得る。

(2) 合格者の判定は、選考検討会が選考を行い、教務委員会の上承を経て、教授会の承認を得る。

9 在学期間及び既修得単位の認定

- (1) 転学科を許可された者の在学期間は、受入年次の在学者に準じて取り扱う。
- (2) 既修得単位の認定は、教務委員会で立案し、教授会において行う。

10 改廃

本規定の改廃は、教務委員会および教授会で行う。

3 薬学部庁舎管理

1. 施錠時間等について

薬学部棟における平日の各出入口の施錠・開錠は、機器により次の時間に行います。
なお、土曜日、日曜日及び祝日等は、終日施錠となります。

- 施錠時間：18時00分
- 開錠時間：7時30分

2. 施錠中の出入りについて

(1) 入館について（薬学部講義室等配置図参照）

薬学部講義室等配置図に示す出入口番号の①，②，③，④，⑤，⑥，⑦，⑧，⑪，⑫の10箇所のみ入館できます。入館に際しては、学生証を使用し、開錠の上入館してください。
（学部2年次以下は対象外）

(2) 退館について

薬学部講義室等配置図に示す出入口番号の①，②，③，④，⑤，⑥，⑦，⑧，⑨，⑩，⑪，⑫から退館できます。基礎実習室外側の出入口は非常時以外締切りとなります。

(3) その他注意事項

各出入口において、入退館のため開扉した後、約90秒間以上開扉の状態となると、警報が発せられるので、速やかに入退館し、必ず扉を閉めてください。

3. 学生証について

全て番号を登録してあるので、紛失等の場合は直ちに、教務学生担当へ申し出てください。

4. アメニティスペース及び図書室の使用について

自習等に、アメニティスペース及び図書室を活用してください。図書室へは、学生証を使用し、開錠の上入室してください。

5. 講義室及び情報実習室の使用について

授業やセミナー等で使用していない時間帯は、自習等のために講義室及び情報実習室を使用することができます。ただし、使用できる時間帯は、安全管理上の理由から、午前7時30分から午後9時00分までとします。

6. 中庭の使用について

中庭は、憩いの場として自由に使用することができますが、バーベキュー等懇親会を行う場合は、指導教員を通じて学部長の許可を得てください。

7. 自転車置場の使用について（薬学部建物配置図参照）

薬学部建物配置図に示す、自転車置場を利用してください。

8. その他

不明な点については、教務学生担当へ照会してください。

以 上